

都市公園等に関する提言

都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園等の整備を促進するとともに、都市公園・緑地等事業に対し、十分な財政措置を講じること。

また、社会資本整備総合交付金における公園施設長寿命化対策支援事業の採択要件を緩和すること。

2. 緑地等保全のための支援制度の充実

- (1) 都市自治体による緑地等の用地取得及び保全に係る財政措置を充実すること。
- (2) 都市における民有地等の緑地保全を図るため、保存樹林地・生産緑地等に対する相続税納税猶予制度など、土地所有者の負担軽減制度を見直すこと。